令和 4 年 1 月 28 日 経済産業省 商務情報政策局 情報経済課

「AI 原則実践のためのガバナンス・ガイドライン ver. 1.0」について、令和3年7月9日から令和3年9月15日まで、御意見を募集したところ国内外から12件の御意見をいただきました。御意見をお寄せいただきました方の御協力に厚く御礼申し上げます。

頂戴した主な御意見の概要と、それに対する考え方を以下のとおり取りまとめました。

- A. 全般
- B. 明確化
- C. 具体化
- D. 包括化
- E. その他

### A. 全般

| 通番<br>1 | 主な意見の概要                          |                            |
|---------|----------------------------------|----------------------------|
| •       | 法的拘束力のないガイドラインに従うと、どんなメリットが      | 考え方<br>AI は発展途上にあるとともに、用途や |
|         | あるのか、あるいは従わないとどんなデメリットがあるのか      | 設計に応じてリスク等が異なります。          |
|         | 教えてください。さもなくば、だれも参照しないガイドライ      | そのため、「我が国の AI ガバナンスの       |
|         | ンになりかねない、という懸念があります。             | 在り方 Ver. 1.1   (ガイドラインと同日  |
|         |                                  | に公表した報告書)では、AI に対して        |
|         |                                  |                            |
|         |                                  | 法的拘束力のある分野横断的な規制を          |
|         |                                  | 導入することは現時点では適当ではな          |
|         |                                  | いとの結論に至っております。AI ガバ        |
|         |                                  | ナンス・ガイドラインには法的拘束力          |
|         |                                  | はありませんが、AI の利活用によって        |
|         |                                  | 生じるリスクをステークホルダーにと          |
|         |                                  | って受容可能な水準で管理しつつ、そ          |
|         |                                  | こからもたらされる正のインパクトを          |
|         |                                  | 最大化するために AI ガバナンスに取り       |
|         |                                  | 組むことは重要であり、AI ガバナンス・       |
|         |                                  | ガイドラインはその取り組みを支援す          |
|         |                                  | るものであると考えております。ガイ          |
|         |                                  | ドラインが多くの人に参照されるよ           |
|         |                                  | う、利用へのインセンティブについて          |
|         |                                  | 引き続き検討してまいります。             |
| 2       | 法的拘束力を持たないガイドラインの実効性は低く、国内外      | 御指摘のとおり AI システムのライフサ       |
|         | の AI 事業者が AI システム開発に携わることを踏まえるとガ | イクルには国内外の複数の企業が関わ          |
|         | イドラインの法的拘束力を含めた国際協調は不可欠と言え       | ることがあることから、国際協調は重          |

| 通番 | 主な意見の概要  | 考え方                       |
|----|--|---------------------------|
|    | る。また、安全性・セキュリティ・プライバシーの重要性が                      | 要であると認識しております。本ガイ         |
|    | 高い医療・交通などの分野では、今まで何らかの法的拘束力                      | ドラインは分野横断的なものであり、         |
|    | の伴う制度によって管理されてきた。従って、ガイドライン                      | 本ガイドライン及び本ガイドラインの         |
|    | は、その一部が将来的に法的拘束力を持つ可能性を明示すべ                      | 方向性をまとめた「我が国の AI ガバナ      |
|    | きである。また、ガイドラインの一部については AI 事業者の                   | ンスの在り方 Ver.1.1」は、分野ごとの    |
|    | 取り組み状況を第三者機関がモニタリングを行い、取り組み                      | 規制を否定しておりません。「我が国の        |
|    | 状況に応じた認証制度を導入するべきである。例えば、現状                      | AI ガバナンスの在り方 Ver. 1.1」(ガイ |
|    | のガイドライン A2(p3) 「本ガイドライン自体には、法的拘                  | ドラインと同日に公表した報告書)に         |
|    | 束力はない。」を、「本ガイドライン自体には、現在のところ                     | は「産業界の意見や「AI 利活用ハンド       |
|    | 法的拘束力はない。」とするべきである。                              | ブック」によるリテラシー向上の方向         |
|    |  | 性を踏まえると、AI システムに対する       |
|    |  | 横断的な義務規定は現段階では不要で         |
|    |  | あると考えられる。」との記載がござい        |
|    |  | ます。                       |
| 3  | 他の省庁からも多数 AI に関する文章が公表されているため、                   | 本ガイドラインの実践例では、関連す         |
|    | 当ガイドラインの位置づけを他の文章との関係の中で明確に                      | るガイドライン等がすでに多数引用さ         |
|    | していただきたい。  | れており、参考文献にも多数のガイド         |
|    |  | ライン等が挙げられている。そして、実        |
|    |  | 践例の説明の中で関係性が示されてお         |
|    |  | ります。                      |
| 4  | 3. 他のガイドライン等との関係(ページ3)                           | 本ガイドラインの実践例では、関連す         |
|    | 「関連文書を統合するガイドライン(ガイドラインのガイド                      | るガイドライン等がすでに多数引用さ         |
|    | ライン)を目指したものであり、他の関連文書を相互に参照す                     | れており、参考文献にも多数のガイド         |
|    | ることで、全体として包括的なガイドラインとして機能する                      | ライン等が挙げられている。そして、実        |
|    | ように工夫されている」とある点について、AI 事業者の理解                    | 践例の説明の中で関係性が示されてお         |
|    | を深めるため、関連文書が具体的にどのような文書を指して                      | ります。                      |
|    | いるのか明らかにすべき。                                     |                           |
| 5  | 柔軟性と均衡性のとれたリスクベースのガバナンス設計につ                      | 本ガイドラインへの賛同の意見と理解         |
|    | いて、「ガイドラインにおいて、AI アプリケーションの開発                    | いたしました。                   |
|    | と展開を図る企業の AI ガバナンスに関して、詳細な要件を                    |                           |
|    | 定める (prescriptive な) one-size-fits-all な規制ではなく、柔 |                           |
|    | 軟性と自主性に重きを置いた、リスクベース・アプローチの                      |                           |
|    | 重要性を強調されている点に賛同します。」「ガイドラインに                     |                           |
|    | は、行動目標は一般的かつ客観的な目標であり、採用する場                      |                           |
|    | 合には、杓子定規に実施するのではなく、各社の状況に応じ                      |                           |
|    | た修正などを行う必要がある旨記載されています。各企業は、                     |                           |
|    | 自社の直面するリスクの特定や評価に必要なより多くの情報                      |                           |
|    | と手段を持ち合わせているため、業種や事業分野に構わず統                      |                           |
|    | 一的に義務を課するガイドラインよりも、このような柔軟な                      |                           |
|    | アプローチが企業にとっては大変重要になります。本ガイド                      |                           |
|    | ラインのように、民間セクターがそれぞれに幅広い行動目標                      |                           |

| 通番 | 主な意見の概要                        | 考え方               |
|----|--------------------------------|-------------------|
|    | を設定できるような柔軟性は、産業におけるイノベーション    |                   |
|    | をと日本のデジタル変革を前進させるでしょう。」        |                   |
| 6  | マルチステークホルダーを関与させたアプローチについて、    | 本検討会のアプローチへの賛同の意見 |
|    | 「検討会による、AI 技術の変遷や取り巻く環境の劇的な変化  | と理解いたしました。        |
|    | に応じてガイドラインを改定する旨の記載に賛同します。こ    |                   |
|    | のアプローチによって、産業に対しても日本政府に対しても、   |                   |
|    | 法規制改定に至るまでの過程の負担なしに、新しい技術環境    |                   |
|    | の変化に適応する必要な修正を反映する余地が与えられま     |                   |
|    | す。」「検討会の、AI ガバナンスとガイドラインがどのように |                   |
|    | 改定されるべきかについてマルチステークホルダーの関与の    |                   |
|    | もとで検討を継続するという考えに賛同します。」        |                   |

# B. 明確化

| 通番 | 主な意見の概要                          | 考え方                   |
|----|----------------------------------|-----------------------|
| 7  | AI 事業者 (AI システム開発者、AI システム運用者、デー | たとえば AI を用いた翻訳システムの場  |
|    | タ事業者) と AI システム利用者の区分が挙げられている    | 合、翻訳システムを開発した者が AI シス |
|    | が、特に AI システム利用者の定義が分かりにくいため、     | テム開発者に該当し、翻訳システムをクラ   |
|    | 例えば採用面接システム、自動運転車、顔認識システムと       | イアントに提供している者が AI システム |
|    | いった具体的なアプリケーションに即して、各区分(AIシ      | 運用者に該当し、翻訳システムを単に利用   |
|    | ステム運用者、AI システム利用者等) にどのような種類の    | している者が AI システム利用者に該当し |
|    | 事業者等が該当するかを例示して頂きたい。             | ます。購入した翻訳システムを社内のみで   |
|    |                                  | 利用している場合には、この会社は AI シ |
|    |                                  | ステム利用者に該当します。         |
| 8  | ガイドラインにおいて「AI システム開発者」、「AI システ   | 事業として AI システムを開発・運用する |
|    | ム運用者」、「AI システム利用者」を分類されたことに賛同    | 者に対するガイドラインであるため、「自   |
|    | 致しますが、本分類だけでは精度に欠けるため、AI エコシ     | 身で運用/他者に提供するための AI シス |
|    | ステムにおける関係者(研究者、イノベーター、オープン       | テムを開発する者」と「自身で利用/他者   |
|    | ソースコミュニティ等) をより的確に表現できる分類法を      | に利用させるために AI システムを運用す |
|    | 用いて、それぞれに適切な義務を科すことを提案いたしま       | る者」の前に「事業として」を追加いたし   |
|    | す。                               | ました。                  |
| 9  | 次に、AI システム開発者、運用者、利用者という現在の分     | 事業として AI システムを開発・運用する |
|    | 類法は、十分な粒度ではなく、技術の進歩を助けてきたオ       | 者に対するガイドラインであるため、「自   |
|    | ープンソースコミュニティの開発者、研究者、イノベータ       | 身で運用/他者に提供するための AI シス |
|    | ーを考慮に入れていない。また、AI システムがスタンドア     | テムを開発する者」と「自身で利用/他者   |
|    | ローンの製品やサービスとして開発され、市場に投入され       | に利用させるために AI システムを運用す |
|    | ることを前提としている。AI システムを開発しているの      | る者」の前に「事業として」を追加いたし   |
|    | は、単一の企業や個人であることは殆ど考えられない。し       | ました。                  |
|    | たがって、AI エコシステムの関連する参加者を特定し、そ     |                       |
|    | れぞれに適切な責任と義務を割り当てるためには、より繊       |                       |
|    | 細な分類法が必要である。                     |                       |
| 10 | 「・・・これらの情報をコーポレート・ガバナンス・コー       | 統合報告書にどのような非財務情報を掲    |
|    | ドの非財務情報に位置づけ積極的開示することを検討す        | 載するかは、コーポレート・ガバナンス・   |
|    | べき」とあるが、情報開示について最終的には企業に決定       | コードにしたがい、ステークホルダーへの   |
|    | 権があるという認識でよいか。                   | 情報提供の観点から企業が決めるべき事    |
|    |                                  | 項です。このような前提の下、AI の適切  |
|    |                                  | な利活用への関心が高まっているため、本   |
|    |                                  | ガイドラインでは、AI ガバナンスを非財  |
|    |                                  | 務情報に位置づけるか否かについて検討    |
|    |                                  | することを促しているにすぎず、開示を強   |
|    |                                  | 制するものではございません。        |
| 11 | 「AI マネジメントシステムの設計や運用から独立した者      | 第三者の視点からの評価を促すことを目    |
|    | に、その設計や運用の妥当性を評価させるべきである」と       | 的とした記載です。設計や運用に直接関わ   |
|    | あるが、AI マネジメントシステムの設計や運用から独立      | っていない第三者性を有する者が AI マ  |
|    | した者を具体的に例示を示していただけないか。           |                       |

| 通番 | 主な意見の概要  | 考え方   |
|----|--|---|
|    |  | ネジメントシステムの設計や運用から独                          |
|    |  | 立した者に該当します。                                 |
| 12 | 「DX 時代における企業のプライバシーガバナンスガイド                              | 御指摘を踏まえて修正いたしました。                           |
|    | ブック ver 1.0」については ver 1.1 が最新であるため最                      |   |
|    | 新版に修正をいただきたい。  |   |
| 13 | 一方で、ガイドラインにおける「人間の判断を代替しうる                               | 機械学習アプローチを用いて開発された                          |
|    | ものであって、利用者から判断過程が見えにくいソフトウ                               | システムでない場合であっても参考とな                          |
|    | ェア等については、機械学習アプローチを用いていない場                               | る場合がありうるという趣旨であり、本ガ                         |
|    | 合であっても、必要に応じて本ガイドラインを参照するこ                               | イドラインが対象とする AI システムを拡                       |
|    | とが期待される」という記載については、対象が広すぎる                               | 張する趣旨ではございません。                              |
|    | と考えます。この定義によると、機械学習アプローチが用                               |   |
|    | いられていない場合でも本ガイドラインが適用される可                                |   |
|    | 能性があります。AI システムの定義では明確に、機械学習                             |   |
|    | アプローチを用いて開発されるシステムとして構成され                                |   |
|    | ているため、この矛盾によって、ガイドラインの文言や適                               |   |
|    | 用対象範囲が不明瞭になっています。  |   |
| 14 | 原案では、本ガイドラインの範囲として「人間の判断を代                               | 機械学習アプローチを用いて開発された                          |
|    | 替しうるものであって、利用者から判断過程が見えにくい                               | システムでない場合であっても参考とな                          |
|    | ソフトウェア等」が含まれるとし、そのような場合には「機                              | る場合がありうるという趣旨であり、本ガ                         |
|    | 横学習アプローチを用いていない場合であっても、必要に                               | イドラインが対象とする AI システムを拡                       |
|    | 応じて本ガイドラインを参照することが期待される」と明                               | 張する趣旨ではございません。                              |
|    | 記されている。この段落は混乱を招くものであり、本ガイ                               |   |
|    | ドラインの適用範囲をあらゆる種類の技術に拡大する可能性がある。私たちは、時間をかけて学習し適応する AI シ   |   |
|    | REかめる。松たりは、時間をかりて子盲し過心する AI シーステムに焦点を当てた、より明確で狭い定義を行うことを |   |
|    | 推奨する。  |   |
| 15 | ガイドライン上の定義において、AI システムは「設計次第                             | 国際調和の観点から OECD の AI システ                     |
|    | で様々な自律の程度で動作する」とありますが、「自律」に                              | ムの定義を参照しております。本ガイドラ                         |
|    | ついて概念に関する記載がありません。「自律」の概念は、                              | インが対象とする AI システムの範囲の画                       |
|    | AI システムの根幹をなすため、定義に含むべきであると                              | 定に自律の有無や程度は影響しません。な                         |
|    | 提言させていただきます。   | お、本ガイドラインの仮訳(It is designed                 |
|    |  | to operate with various levels of           |
|    |  | autonomy.)が OECD の原文 (AI systems            |
|    |  | are designed to operate with varying levels |
|    |  | of autonomy.)と異なっておりましたの                    |
|    |  | で、仮訳を修正いたしました。                              |
| 16 | さらに具体的なガイドラインに落とし込むためには 1)か                              | 御指摘を踏まえ、説明可能性を深掘りした                         |
|    | ら 5)の各々において、どのような要素が外部から透明に観                             | NIST の提案を参考に、説明可能であるこ                       |
|    | 察できるかを明確化した記述が必要である。透明化の対象                               | との意味を説明する記載を追加いたしま                          |
|    | としては 44 ページに財務状況などの例が上がっている                              | した。   |
|    | が、やや不十分と思われる。特に AI ガバナンスという方                             |   |

| 通番 | 主な意見の概要                       | 考え方                     |
|----|-------------------------------|-------------------------|
|    | 向であれば、AI が組織内で使われた場合に関して、外部か  |                         |
|    | らも理解可能な説明を与えることが、透明性の実装として    |                         |
|    | 重要であると考える。この点について、39ページに「AIマ  |                         |
|    | ネジメントシステムの運用状況について対外的に説明可     |                         |
|    | 能な状態を確保すべきである。」と記載されているが、AI   |                         |
|    | を含むシステムの場合,AI の動作が説明できる説明可能   |                         |
|    | AI(俗称では XAI)が技術的に非常に難しいことが既に知 |                         |
|    | られている。かりにある組織やシステムのアジャイルガバ    |                         |
|    | ナンスの外側のループの外部環境やリスクの部分に、関係    |                         |
|    | するシステムからの情報、(AI の場合はその動作の説明文) |                         |
|    | が与えられたとしても、あくまでも読むのはその組織やシ    |                         |
|    | ステム内部の人々であり、彼らにとって理解可能な説明で    |                         |
|    | なければ効果が期待できない。組織あるいはシステム:A    |                         |
|    | が、その AI を含む動作内容を一方的に説明するだけでな  |                         |
|    | く、その説明を外部環境やリスクとして受け取る別の組織    |                         |
|    | あるいはシステム:Bの構成員がAから入手した説明文の    |                         |
|    | 意味が理解できない場合は、それに対して A に質問するこ  |                         |
|    | とができ、それに対して A から質問に答えるというやりと  |                         |
|    | り、すなわち下の図のようなインタラクティブな説明?質    |                         |
|    | 問?応答の仕組みが必要ではないだろうか。          |                         |
| 17 | 考慮要素の一部をとして、正のインパクトにも焦点を当て    | 行動目標2-1の「AI ガバナンス・ゴー    |
|    | ることを推奨する。・・・原案では、企業は負のインパクト   | ルの設定を検討する」では、考慮要素とし     |
|    | を管理するために AI のガバナンス目標を策定すべきだと  | て「AI システムがもたらしうる正負のイ    |
|    | している。私たちは、正のインパクトがある場合にもガバ    | ンパクト」が明記されています。しかし、     |
|    | ナンス目標を設定すべきだと考えている。・・・AI に関す  | 注や実践例には正のインパクトに関する      |
|    | るリスクアセスメントでは、弊害だけでなく、問題となっ    | 具体的な記載がないことから、行動目標 2    |
|    | ている AI システムの有益性にも焦点を当てるべきであ   | - 1 の趣旨を明確にするために AI ガバナ |
|    | る。AI の正のインパクトにも注目することで、特定の文脈  | ンス・ゴールの注を修正いたしました。      |
|    | で AI を使用しない場合のリスクを考慮するとともに、差  |                         |
|    | 別の軽減や緩和、人間の自律性の向上、科学的発見の可能    |                         |
|    | 性、生活水準の向上への貢献など、AI の有益な用途やアプ  |                         |
|    | リケーションも考慮することができる。これにより、費用    |                         |
|    | と便益の両方の計算に基づいた、より総体的かつ大局的な    |                         |
|    | リスク評価手順が可能になる。                |                         |
| 18 | このガイドラインでは、企業は潜在的な負のインパクトに    | 行動目標2-1において設定の検討を促      |
|    | のみ関連する AI ガバナンス目標を策定すべきであるとい  | している「AI ガバナンス・ゴール」は企業   |
|    | う考えに焦点を当てている。また、「潜在的な負のインパ    | の基本的な方針であり、ゴール設定の時点     |
|    | クトが軽微であることを理由に AI ガバナンス・ゴールを  | で具体的なリスク分析を促すものではあ      |
|    | 設定しない場合には、その理由等をステークホルダーに説    | りません。具体的なリスク分析は、AIが     |
|    | 明できるようにしておくべきである」と述べている。 私    | バナンス・ゴールの下で、行動目標3-1     |
|    | たちは、この配慮には、影響の重大性に加えて、影響の確    | にしたがって、たとえば「負のインパクト     |

| 、範囲、発          |
|----------------|
|                |
| の合理性の          |
| <b>ı</b> ています。 |
|                |
|                |
|                |
|                |
| る者」とは、         |
| なく、AI シ        |
| 現実的に軽          |
| ます。一般          |
| AI システム        |
| 負のインパ          |
| う、AI シス        |
| を有してい          |
| テム開発者          |
| こは、「負の         |
| 当しないこ          |
| おります。な         |
| は「能力」と         |
| ていたため          |
| allocate       |
| e capable of   |
| ) 、"it is      |
| sibilities to  |
| te negative    |
|                |
| インは、AI         |
| のための一          |
| のガバナン          |
| す。そのた          |
| うなプラク          |
| 川用し、それ         |
| います。AI         |
| 般的なプラ          |
| 動目標3-          |
| 仕方の一例          |
| 応負担に関          |
| ったい」とい         |
|                |
|                |

| 通番 | 主な意見の概要                       | 考え方                   |
|----|-------------------------------|-----------------------|
|    | 実例 1 では、AI の提供に伴う不確実性に対処するための |                       |
|    | 負担を配分することの重要性について言及している。私た    |                       |
|    | ちは、この考え方をさらに議論・検討すべきだと考えてい    |                       |
|    | る。特に、不確実性をどのようにして効果的に定義し、予    |                       |
|    | 測し、制御し、修正することができるかを理解する必要が    |                       |
|    | ある。また、本ガイドラインでは、不確実性への対応の負    |                       |
|    | 担に関する調査を定期的に継続することの重要性が指摘     |                       |
|    | されているが、企業や他の AI のステークホルダーもこれ  |                       |
|    | らのプロセスに参加することができるようにして欲しい。    |                       |
| 21 | (2)インシデント/紛争発生時の対応をあらかじめ検討し   | 本ガイドラインには法的拘束力はなく、そ   |
|    | ておく                           | の目的はインシデント等の可能性に目を    |
|    |                               | 向け、必要に応じて対応を促すことにあり   |
|    | 原案では、「AI インシデント又は紛争」の発生に言及して  | ます。                   |
|    | いるが、これにより、説明を行うなど、いくつかの義務が    |                       |
|    | 生じるとしている。これらのインシデントは、例えば、ど    |                       |
|    | のような種類の損害を与えればインシデントと見なされ     |                       |
|    | るのか?潜在的なインシデントをどのように分類するこ     |                       |
|    | とができるか?といった点などについて、正確に定義さ     |                       |
|    | れ、分類される必要がある。                 |                       |
| 22 | (2) AI システムの開発や運用に関する社会的受容を理解 | 「潜在的なステークホルダー」とは、開発・  |
|    | する(ページ 12)                    | 運用する個々の AI システムが影響を与え |
|    | 行動目標 1-2 における「潜在的なステークホルダー」を各 | うる企業、団体、個人のことです。AI シス |
|    | AI 事業者が特定することは困難であることから、考え方   | テムは分野・用途等で様々なものがあるこ   |
|    | や具体的な例を示すべき。                  | とから、一般的には、個々の AI システム |
|    |                               | を開発・運用する者の方が、それらを想定   |
|    |                               | しやすい立場にあると考えられます。     |

# C. 具体化

| 通番 | 主な意見の概要                                | 考え方                       |
|----|--|---------------------------|
| 23 | 行動目標 1-1 は、「AI システムを開発・運用する企業は、        | 本ガイドラインの行動目標 2 – 1 では、AI  |
| 25 | 経営層のリーダーシップの下、AI システムから得られる            | ガバナンス・ゴールの設定の検討にあたっ       |
|    | 正のインパクトだけではなく意図せざるリスク等の負の              | ては「人間中心の AI 社会原則」を踏まえ     |
|    | インパクトがあることも理解し、これらを経営層に報告              | ることを推奨しており、行動目標2-1に       |
|    | し、経営層で共有し、適時に理解を更新すべきである。」と            | したがえば「人間中心の AI 社会原則」で     |
|    | いう指針を提示している。しかしながら、正負のインパク             | 特定されている価値観を反映されること        |
|    | トに関する定義・具体例に関する提言が十分に行われてい             | になると考えられます。AI システムには      |
|    | ないとわれわれは考えている。AI実装を行う企業が、正負            | AI モデルだけではなく AI モデルを機能    |
|    | のインパクト、とりわけ負のインパクトに関する理解を深             | させるための要素が含まれることが一般        |
|    | め、適切な対応を行う上では、以下2つの指針を具体的に             | 的であり、当業者であれば、AI システム      |
|    | 提示する必要があるとわれわれは考えている。                  | の負のインパクトの軽減に当たっては、AI      |
|    | (指針 1) 規範的な価値観の策定: AI 企業は、負のインパ        | モデルの更新だけが想定されているわけ        |
|    | クトを定義するために、自らの規範的価値観を策定するべ             | ではないと理解されるものと思われます。       |
|    | きである。                                  | なお、本ガイドラインは分野横断的なもの       |
|    | <br>  (指針 2) AI アルゴリズムの補完: 負のインパクトに対応す | <br>  であり、特定の分野に偏らないようにする |
|    | るに当たって、AI アルゴリズムの修正だけではなく、補完           | ために具体例への言及は控えております。       |
|    | 的な活動・機能によって負のインパクトの低減を AI 企業           |                           |
|    | は図るべきである。                              |                           |
| 24 | 「負のインパクトを全体で最小化できるように AI システ           | 実践例では、「AI システム運用者の中に      |
|    | ムの不確実性への対応負担を複数事業者間で分配すべき              | は、AI システムは従来型のソフトウェア      |
|    | である。」との記載があるが、これに加え、AIシステム開            | の延長上にあると考え、AI システム開発      |
|    | 発事業者にとっての顧客である AI システム運用事業者が           | 者が AI システムの品質に関する全ての責     |
|    | AI エンジンを学習させるためのデータの内容を決定する            | 任を負うべきと考えている企業もあるこ        |
|    | ことや、AI システムの使い方を決定することが多いとい            | と」、「依然として AI システム開発者が品    |
|    | う実態を踏まえて、AI システムを開発、運用する企業、及           | 質を保証すべきという考え方が根強いこ        |
|    | び、データを提供する企業、その他のステークホルダーの             | と」、「AI システム利用者に対して直接サ     |
|    | 責任分担を適切に定めるべき旨を明示頂きたい。                 | ービスを提供しているのは当社である以        |
|    |  | 上、当社が運用している AI システムにつ     |
|    |  | いて利用者から説明を求められた場合に、       |
|    |  | 少なくとも一次的にこうした要求に対応        |
|    |  | する責任の一切を免れることはできない        |
|    |  | ことと、十分な説明ができない場合に当社       |
|    |  | にレピュテーションリスクが生じること        |
|    |  | に気がついてからは、開発者の協力を得な       |
|    |  | がら、リスク低減のために AI システム運     |
|    |  | 用者ができることを行い、必要に応じてそ       |
|    |  | のことを説明していく」など、AI システ      |
|    |  | ム開発者だけではなく運用者の責任にも        |
|    |  | 言及しております。                 |

| 通番 | 主な意見の概要                       | 考え方                   |
|----|-------------------------------|-----------------------|
| 25 | 「AI システムを開発する企業は、AI システムを運用する | 行動目標4-2には「AI システムを運用  |
|    | 企業による当該モニタリングを支援すべきである。」とあ    | する企業は、経営層のリーダーシップの    |
|    | るが、どこまでの支援を意味しているか、明確化して頂     | 下、個々の AI システムの仮運用及び本格 |
|    | きたい。                          | 運用における乖離評価を継続的に実施す    |
|    |                               | るために、仮運用及び本格運用の状況をモ   |
|    |                               | ニタリングし、結果を記録すべきである。」  |
|    |                               | と記載されており、AI システム運用者に  |
|    |                               | モニタリングを促しております。前文と関   |
|    |                               | 連づけて理解すると、「AI システムを開発 |
|    |                               | する企業は、AI システムを運用する企業  |
|    |                               | による当該モニタリングを支援すべきで    |
|    |                               | ある。」との記載は、AI システム開発者が |
|    |                               | モニタリングを行ったり、その費用を負担   |
|    |                               | したりすることを推奨する趣旨ではござ    |
|    |                               | いません。                 |
| 26 | 「AI システムの開発や運用に関する社会的受容」は抽象   | 行動目標 1-2では、消費者アンケートを  |
|    | 的であり、受容の有無や程度を判断するために既に記載さ    | 例に挙げていますが、政府、公的機関、シ   |
|    | れている実践例以外にも、社会的受容の判断に関する具体    | ンクタンク等が公表している報告書等の    |
|    | 的な例示を示していただけないか。              | 中には、分野や用途に触れながら、その    |
|    |                               | 時々の AI システムの開発や運用に関する |
|    |                               | 社会的受容を説明しているものがありま    |
|    |                               | す。このような社会的受容は、そのような   |
|    |                               | 公表資料等に基づいて、総合的に判断され   |
|    |                               | るべきものと考えられます。         |
| 27 | AI のリスクに関する汎用的なフレームワークの策定、提   | たとえば、行動目標3-1-1で例示して   |
|    | 示を検討いただきたい。                   | いる「機械学習品質マネジメントガイドラ   |
|    |                               | イン」では、AI リスクへの対処を含む品  |
|    |                               | 質管理のフレームワークを示しています。   |
|    |                               | このようなフレームワークを適宜参照し    |
|    |                               | ながらリスク等について検討すべきと考    |
|    |                               | えております。AI ガバナンス・ガイドラ  |
|    |                               | インは、他のガイドライン等との重複を避   |
|    |                               | けるため、可能な限り、他のガイドライン   |
|    |                               | 等を引用すべきと考えております。      |
| 28 | 会社の規模等により企業側の負担が大きいため、有識者会    | オンラインによる有識者会議の開催や個    |
|    | 議の設置に限らず、ステークホルダーとの定期的な意見交    | 別訪問など、意見交換等の機会の形式は、   |
|    | 換等についても実践例に追加いただきたい。          | それぞれの企業の課題や負担を考慮して    |
|    |                               | 決めるべきものであると考えます。      |
| 29 | 「AI 習熟度の評価をしない場合には、その理由等をステ   | 行動目標1-3に記載されているように    |
|    | ークホルダーに説明できるようにしておくべきである」と    | 「AI 習熟度の評価をしない場合」とは「負 |
|    | いうのがどの程度であるか明確にしていただきたい。積極    | のインパクトが軽微であると判断」したか   |

| 通番 | 主な意見の概要   | 考え方   |
|----|---|---|
|    | 的に開示すべきなのか、説明できるように準備するのか、<br>説明責任を果たしたといえる程度を確認させていただき<br>たい。  | らであり、その判断には何らかの理由があること考えられます。そして、ステークホルダーから聞かれたときに、その理由を説明できることを当該行動目標としています。   |
| 30 | 一概にステークホルダーに対する説明責任と言っても、市<br>民社会に対してなのか、政府・規制当局に対してなのかで、<br>企業として開示・説明可能な内容のグラデーションは変わ<br>るため、ステークホルダーによって異なるグラデーション<br>の説明責任が発生する場合も考慮していただきたい。                           | 本ガイドラインは、合理的な社内の基準に<br>照らして開示できない事項まで開示を推<br>奨するものではございません。   |
| 31 | 「潜在的な負のインパクトが軽微であることを理由に AI ガバナンス・ゴールを設定しない場合」について、対外的に「軽微である」との説明が成立する条件の事例を例示していただきたい。  | AI ガバナンス・ガイドラインは、企業の自主的な取り組みを促すものです。その背景の1つに、社会的受容や技術の変化が速いこと、つまり、企業がその変化に対応するための情報を持っていることが挙げられます。潜在的な負のインパクが軽微か否かについても、企業を取り巻く環境・リスク分析等を通じて判断されるべきものと考えられます。  |
| 32 | 「社会的にセンシティブな領域」について具体例をご教示<br>いただきたい。   | AI ガバナンス・ガイドラインは、分野横断的な留意事項を示すものであり、個別領域のセンシティブな程度を詳細に分析しておりません。  |
| 33 | 「AI 倫理や品質に関する団体」について参考のため例示していただきたい。  | たとえば、AI 原則を公表している団体などを挙げることができます。たとえば、「我が国の AI ガバナンスの在り方 ver. 1.1」では、以下の研究を引用しています。Fjeld, Jessica, Nele Achten, Hannah Hilligoss, Adam Nagy, and Madhulika Srikumar, "Principled Artificial Intelligence: Mapping Consensus in Ethical and Rightsbased Approaches to Principles for AI" Berkman Klein Center for Internet & Society (2020). |
| 34 | 該当箇所: p.79 の H.別添 3(補論: アジャイル・ガバナンスの実践) 内容: 本ガイドラインで提案されているアジャイル・ガバナンスは、サイバー・フィジカルシステムにおいて、常に変化する環境とゴールを踏まえ、最適な解決策を見直し続けるものを目指しているのは、理解できるが、一般的かつ抽象的な概念であり、実践が困難であるので、例えば、自 | 本ガイドラインは分野横断的なものであり、特定の分野に偏らないようにするために具体例への言及は控えております。  |

| 通番 | 主な意見の概要                        | 考え方                    |
|----|--------------------------------|------------------------|
|    | 動車分野など特定領域でのアジャイル・ガバナンスの実践     |                        |
|    | の具体例を示して欲しい。                   |                        |
|    | 理由:本ガイドラインで提案されているアジャイル・ガバ     |                        |
|    | ナンスの実践を容易にするため。                |                        |
| 35 | (1)AI ガバナンス・ゴールからの乖離の評価と乖離への対  | たとえば、「プラント保安分野 AI 信頼性評 |
|    | 応を必須プロセスとする                    | 価ガイドライン」は「プラント保安分野で    |
|    | ① 業界の標準的な乖離評価プロセスとの整合性を確保す     | 信頼性の高い AI の実装を進めるために   |
|    | る(ページ 22)                      | は、分野横断的な AI の信頼性評価の方法  |
|    | 行動目標 3-1-1 に「業界における標準的な乖離評価プロセ | 論を、プラント保安分野において解釈して    |
|    | スの有無を確認し」とある点について、業界内で標準的と     | 適用する方法について整理を行う必要が     |
|    | 共通認識されている乖離評価プロセスの具体例を示し、AI    | ある」という課題を解決するために作成さ    |
|    | 事業者の理解向上を促すべき。【実践例1】【実践例2】に    | れています。                 |
|    | 記載の各種ガイドラインにおいて、「業界における標準的     |                        |
|    | な乖離評価プロセス」の具体例が示されているのであれ      |                        |
|    | ば、それを明記すべき。                    |                        |

# D. 包括化

| 通番 | 主な意見の概要                             | 考え方                       |
|----|-------------------------------------|---------------------------|
| 36 | 「行動目標3-1-2」について、AI システムを開発・運        | AI システム運用者とは「自身で利用/他      |
|    | 用する企業は、AIシステムの利用者とエンドユーザーとの         | 者に利用させるために AI システムを運      |
|    | 関係をサポートすべき点についても明記されると尚良いと          | 用する者」であり、いわゆるエンドユーザ       |
|    | 考える。AI システムを開発・運用する企業が、同利用する        | ーに AI システムを提供する者になりま      |
|    | 企業に対して、エンドユーザーに対してどのような対応を          | す。AI システム運用者が果たすべき役割      |
|    | 行うべきかを想定可能な範囲内で助言を行うことも重要で          | については、すでに記載があると思われ        |
|    | はないかと考える。この点については、パーソナルデータ・         | ます。                       |
|    | マネジメント・システムとの関係で企業の実例がある部分          |                           |
|    | であり、必要に応じ追加のヒアリングを行う等、有用な情          |                           |
|    | 報を得られるのではないかと思われる。                  |                           |
| 37 | 行動目標 6-1 に記載の行動目標 1-1 から 1-3 にも関係する | たとえば、別添2(AI ガバナンス・ゴー      |
|    | 事項であるが、エンドユーザーの属性(高齢者、未成年者、         | ルとの乖離を評価するための実務的な対        |
|    | 障がい者及び認知障がいが認められる者、成年被後見人、          | 応例)には、「例:AI システム開発者及び     |
|    | 被保佐人、被補助人等)に応じた環境・リスク(再)分析が         | 運用者は、開発・運用しようとしている        |
|    | 行われるべきであると明記されることを期待する。             | AI システムの潜在的な利用者に子供、高      |
|    |                                     | 齢者、社会的弱者などが含まれうること/       |
|    |                                     | 含まれえないことを把握できているか」        |
|    |                                     | との乖離評価例があります。             |
| 38 | AIシステムの正負のインパクト、特に負のインパクトに関         | AI ガバナンス・ガイドラインは、企業間      |
|    | するリスクを企業レベルでのみ事前に正確に把握すること          | の目線を合わせることで企業間協力を促        |
|    | は困難である。従って、ガイドライン適用対象は、企業レ          | すことを狙ったものです。バリューチェ        |
|    | ベルでなく、AI システムのバリューチェーンを構成する企        | ーンに関わる企業同士が AI ガバナンス・     |
|    | 業グループ範囲とすべきである。                     | ガイドラインを参考に対話を進めること        |
|    |                                     | で、リスク等についても個社を越えた認        |
|    |                                     | 識の共有が図られていくものと考えてお        |
|    |                                     | ります。その際に、企業グループとするか       |
|    |                                     | 否かは、状況に応じて判断されるものと        |
|    |                                     | 考えられます。                   |
| 39 | 情報を共有する際の不当な行動を回避する方法について明          | 御指摘を踏まえ、人間中心の AI 社会原則<br> |
|    | 確な説明がなく、また、AI バリューチェーンに対応してい        | の 1 つである 「公正競争確保の原則」を行    |
|    | ない他の企業との情報共有をどのように取り組むべきかに          | 動目標3-3に追加いたしました。          |
|    | ついては明記されていない。ガイドラインは、不公正な競          |                           |
|    | 争が発生する可能性があることを考慮し、 行動目標 3-1-1      | 「行動目標 3 – 3:AI システムを開発・   |
|    | において、公正な競争の原則について直接言及する必要が          | 運用する企業、及び、データを提供する企       |
|    | あるであろう。行動目標 3-1-1 の「ギャップに関する十分      | 業は、学習等用のデータセットの準備か        |
|    | な情報提供」の際、以下のように「公正な競争の原則のも          | ら AI システムの開発・運用までの全てを     |
|    | とで」で行うと明示することを提言する。                 | 自部門で行う場合を除き、経営層のリー        |
|    |                                     | ダーシップの下、営業秘密等に留意しつ        |
|    |                                     | つ、自社や自部門のみでは十分に実施で        |
|    |                                     | きない AI システムの運用上の課題と当      |

| 通番 | 主な意見の概要                          | 考え方                    |
|----|----------------------------------|------------------------|
|    |                                  | 該課題の解決に必要な情報を明確にし、     |
|    |                                  | 公正競争確保の原則の下で、積極的に共     |
|    |                                  | 有すべきである。その際に、必要な情報交    |
|    |                                  | 換が円滑に行われるよう、AI システム開   |
|    |                                  | 発者、AI システム運用者、データ事業者   |
|    |                                  | の間で予め情報の開示範囲について合意     |
|    |                                  | し、秘密保持契約の締結等を検討するこ     |
|    |                                  | とが望ましい。」               |
| 40 | 行動目標 5-2 は「AI システムを開発・運用する企業は、経  | たとえば、我が国が参加している「AI に   |
|    | 営層のリーダーシップの下、株主だけではなく、ビジネス       | 関するグローバルパートナーシップ       |
|    | パートナー、消費者を含む利用者、AI システムの適切な運     | (GPAI)」においても NGO や労働組合 |
|    | 用をめぐる動向に詳しい有識者などの様々なステークホル       | が重要なステークホルダーとして認識さ     |
|    | ダーから、AI マネジメントシ ステムやその運用に対する     | れているため、御指摘のとおり行動目標     |
|    | 意見を求めることを検討すべきである。」という提言を行っ      | 5-2に文言を追加いたしました。       |
|    | ている。しかし、他の重要な市民社会の構成員もしくは構       |                        |
|    | 成組織である NGO などのグループへの言及が本目標にお     | 「行動目標5-2:AI システムを開発・   |
|    | いてなされていない。・・・それ故、われわれは、行動目標      | 運用する企業は、経営層のリーダーシッ     |
|    | 5-2 を以下のように修正することを提案する。          | プの下、株主だけではなく、ビジネスパー    |
|    | (行動目標 5-2 の修正案)                  | トナー、消費者を含む利用者、AI システ   |
|    | AI システムを開発・運用する企業は、経営層のリーダーシ     | ムの適切な運用をめぐる動向に詳しい有     |
|    | ップの下、株主だけではなく、ビジネスパートナー、消費       | 識者、NGO、労働組合などの様々なステ    |
|    | 者を含む利用者、AI システムの適切な運用をめぐる動向に     | ークホルダーから、AI マネジメントシス   |
|    | 詳しい有識者、NGO、労働組合などの様々なステークホル      | テムやその運用に対する意見を求めるこ     |
|    | ダーから、AIマネジメントシステムやその運用に対する意      | とを検討すべきである。そして、検討の結    |
|    | 見を求めることを検討すべきである。そして、検討の結果、      | 果、実施しないと判断した場合には、その    |
|    | 実施しないと判断した場合には、その理由を対外的に説明       | 理由を対外的に説明できるようにしてお     |
|    | できるようにしておくべきである。                 | くべきである。」               |
| 41 | 本ガイドラインは、AI 事業者(AI システム開発者(=AI シ | AI システム運用者とは「自身で利用/他   |
|    | ステムを開発する企業)、AI システム運用者(=AI システ   | 者に利用させるために AI システムを運   |
|    | ムを運用する企業)、データ事業者)を対象としているが、      | 用する者」であり、いわゆるエンドユーザ    |
|    | これに限らず AI システム利用者を含む全てのステークホ     | ーに AI システムを提供する者になりま   |
|    | ルダーの行動目標も併せて記載すべきと考える。           | す。AI システム運用者が果たすべき役割   |
|    |                                  | については、すでに記載があると思われ     |
|    |                                  | ます。いわゆるエンドユーザーに対して     |
|    |                                  | は、たとえば、消費者庁の『AI 利活用ハ   |
|    |                                  | ンドブック~AI をかしこく使いこなすた   |
|    |                                  | めに~』において留意点が提示されてい     |
|    |                                  | ると理解しております。            |
| 42 | 経済産業省は7つの AI 原則を挙げている。そのうち(6)で   | 御指摘を踏まえ、説明可能性を深掘りし     |
|    | は、「公平性」「説明責任」「透明性」を挙げている。これら     | た NIST の提案を参考に、説明可能であ  |
|    | の中に「説明可能性」も別の原則として含めることが望ま       | ることの意味を説明する記載を追加いた     |

| 通番 | 主な意見の概要                         | 考え方                     |
|----|---------------------------------|-------------------------|
|    | しい。さらに、掲げられた原則を 1) 説明責任、2) 公平性、 | しました。なお、「人間中心の AI 社会原   |
|    | 3) 透明性と説明可能性、に再編成することを提案する。     | 則」は 2019 年 3 月に統合イノベーショ |
|    |                                 | ン戦略推進会議で決定されたものであ       |
|    |                                 | り、経済産業省で定めたものではござい      |
|    |                                 | ません。                    |
| 43 | 「実践例 1」では、モデルカードの例を紹介しているが、○    | AI ガバナンス・ガイドラインでは、他社    |
|    | 社がこの分野で行ってきた作業に言及することを提案す       | が参考にできる具体的な事例を引用して      |
|    | る。                              | います。モデル記述の標準化に取り組ん      |
|    |                                 | でいるという一般的な記述だけでは、他      |
|    |                                 | 社が参考にする際に過度な負担がかかる      |
|    |                                 | 可能性があるため、言及すべきではない      |
|    |                                 | と判断いたしました。              |
| 44 | コラム:様々なステークホルダーによる共創環境整備        | このコラムは「適切な情報共有等の事業      |
|    |                                 | 者間・部門間の協力により AI マネジメン   |
|    | このコラムでは、多様なステークホルダーが行う共創のシ      | トを強化する」ことに関連する情報をま      |
|    | ステムとしての「アジャイルガバナンス」について説明し      | とめたものであり、「規制のサンドボック     |
|    | ている。ここでは、ガバナンスをデザインする方法として、     | ス」や「政策のプロトタイピングプログラ     |
|    | また、共創の環境の例として、「規制のサンドボックス」や     | ム」は、これに関連しないと考えられま      |
|    | 「政策のプロトタイピングプログラム」の重要性について      | す。                      |
|    | 言及することが適切ではないか。                 |                         |

# E. その他

| 通番 | 主な意見の概要   | 考え方                           |
|----|---|-------------------------------|
| 45 | 今後さらに、日本政府として EU や米国の当局と連携して AI                   | ルール等の国際調和は重要な課題であ             |
|    | 事業者が実施すべき行動目標のハーモナイゼーションの実現                       | ると認識しております。これまで同様、            |
|    | に向けて対応して頂きたい。                                     | 政府間の対話等で議論していきたいと             |
|    |   | 考えております。                      |
| 46 | 日米デジタルパートナーシップと国際的な規制協力につい                        | AIシステムのライフサイクルには国内            |
|    | て、「日米協力が OECD(経済協力開発機構)の「AI に関す                   | 外の複数の企業が関わることがあるこ             |
|    | る提言(AI Recommendations)」の完成や、AI に関するグロ            | とから、国際協調は重要であると認識             |
|    | ーバルパートナーシップの立ち上げに不可欠であったよう                        | しております。AI ガバナンスに関し、           |
|    | に、このような取り組みは強固な多国間協力の基に実現可能                       | 引き続き、二国間・多国間の対話等を継            |
|    | であるという点は非常に重要であります。」「日本政府と検討                      | 続してまいりたいと考えております。             |
|    | 会が AI ガバナンスに関して、日米の二国間協力を行う分野を                    |                               |
|    | 明確にすることを提言します。」                                   |                               |
| 47 | 原案においては、アジャイルガバナンスのデザインコンセプ                       | 「今後も、AIガバナンスの改善に向け、           |
|    | トが参照されているところであるが、「実験的なガバナンス」                      | アジャイル・ガバナンスの設計思想を             |
|    | を追加することを推奨する。実験的ガバナンスは、世界経済                       | 参考にしながら、マルチステークホル             |
|    | フォーラムが「Agile Regulation for the Fourth Industrial | ダーの関与の下で、AI ガバナンス及び           |
|    | Revolution: A Toolkit for Regulators」の中において説明して   | 本ガイドラインの在り方の検討を継続             |
|    | いるアジャイルガバナンス手法の一つである。AI の急速な進                     | し、必要に応じて改訂を行うことが不             |
|    | 歩と、その影響を完全に理解し予測することの難しさを考え                       | 可欠である」と記載されているように、            |
|    | ると、AI ガバナンスの議論では、異なるガバナンスフレーム                     | AI 技術の進歩等に応じて、AI ガバナン         |
|    | ワークや規制フレームワークのテスト、評価、実施に基づく                       | ス・ガイドラインを改善していくこと             |
|    | 経験的な証拠が踏まえられる必要がある。                               | は必要であると認識しております。              |
| 48 | さらに、「実践例 2」では、AI システム開発者、AI システム                  | 今後も、情報共有に関する推奨事項や             |
|    | 運用者、AI システム利用者、データ提供者の間での情報共有                     | ガイダンスに関する情報に注視してま             |
|    | に関する推奨事項やガイダンスが記載されている。これらの                       | いりたいと考えております。                 |
|    | 推奨事項は、○社が行っているような作業を含め、オープン                       |                               |
|    | ソースの AI 作業に非常に関連している。このガイダンスの妥                    |                               |
|    | 当性と実現可能性を十分に理解するために、AI オープンソー                     |                               |
|    | スコミュニティに相談することを強く推奨する。                            |                               |
| 49 | 該当箇所 : p.8 の図に記載されているアジャイル・ガバナンス                  | ガバナンス・イノベーション報告書へ             |
|    | 内容:本ガイドラインで提案されているアジャイル・ガバナ                       | の海外からの関心は高く、海外のカン             |
|    | ンスを、ISO や IEC などで国際標準化して世界中に普及させ                  | ファレンス等で積極的に情報発信して             |
|    | るべきである。   | 多くの支持を得ています。また、2020           |
|    | 理由:将来整備される可能性のある企業制裁制度などのイン                       | 年には、カナダ、デンマーク、イタリア、           |
|    | センティブにより、本ガイドラインにしたがった日本企業が、                      | 日本、シンガポール、アラブ首長国連             |
|    | 国際標準からはずれて、ガラパゴス化するのを防ぐため。                        | 邦、及び英国の代表者が参加し、イノベ            |
|    |   | ーションを促進するためのルール形成             |
|    |   | に向けて、各国が協力していくことを             |
|    |   | 表明する「アジャイルネーションズ設             |
|    |   | 立宣言」(Agile Nations Charter)を採 |

| 通番 | 主な意見の概要                         | 考え方                          |
|----|---------------------------------|------------------------------|
|    |                                 | 択しております。国際標準化につなげ            |
|    |                                 | るかどうかは、今後の産業界のニーズ            |
|    |                                 | 等を踏まえて検討いたしますが、いず            |
|    |                                 | れにせよ、これからもアジャイル・ガバ           |
|    |                                 | ナンスの考え方を世界に発信してまい            |
|    |                                 | ります。                         |
| 50 | 該当箇所: p.8 の図に記載されているアジャイル・ガバナンス | AI 倫理や品質に関する団体やグループ          |
|    | 内容:日本全体で組織の壁を越えて、本ガイドラインで提案     | の中には、継続的に活動しているとこ            |
|    | されているアジャイル・ガバナンスを実現するための体制の     | ろがあると理解しております。また、プ           |
|    | 整備が必要である。                       | ラント保安分野の「AI 信頼性評価ガイ          |
|    | 理由:本ガイドラインで提案されているアジャイル・ガバナ     | ドライン」のように、比較的課題等が近           |
|    | ンスを実現するための多様な組織の連携のスキームが現状欠     | い分野内で連携することで成果を出し            |
|    | 如しているが、このような連携のスキームの構築を、個社の     | ている例がございます。                  |
|    | 努力のみに頼るのは非効率で、本ガイドラインの本来の趣旨     |                              |
|    | である産業の発展につながらないため。              |                              |
| 51 | 該当箇所:p.19 のシステムデザインについての記載      | 各企業の事業領域や方針等にしたがっ            |
|    | 内容:本ガイドラインのアジャイル・ガバナンスのシステム     | て AI ガバナンス・ゴールが設定され、         |
|    | デザインのところで、「AI ガバナンス・ゴールからの乖離の   | AI ガバナンス・システムが構築される          |
|    | 評価と乖離への対応を必須プロセスとする」とされ、「AI ガ   | ことから、具体的な実践については             |
|    | バナンス・ゴールとの乖離評価には AI システムの開発や運用  | one-size-fits-all では適切に機能しない |
|    | に直接関わっていない者が加わるようにすべきである。」とさ    | 可能性があります。また、組織の在り方           |
|    | れている推奨事項を満たすための体制を、組織の壁を越えて、    | は企業ごとに異なると理解しておりま            |
|    | 日本全体で整備することが必要である。              | す。そのため、まずは企業ごとに実施す           |
|    | 理由:特に、本ガイドラインの上記の p.19 に記載されている | べきものであると考えております。な            |
|    | システムデザインについての推奨事項を満たすために、AI 倫   | お、本ガイドラインは、AI 倫理審査委          |
|    | 理審査委員会の設置等の組織改編の実現を、個社の努力のみ     | 員会の設置を求めるものではございま            |
|    | に頼るのは非効率で、本ガイドラインの本来の趣旨である産     | せん。                          |
|    | 業の発展につながらないため。                  |                              |
| 52 | 該当箇所:p.41 の運用についての記載            | 各企業の事業領域や方針等にしたがっ            |
|    | 内容:本ガイドラインのアジャイル・ガバナンスの運用のと     | て AI ガバナンス・ゴールが設定され、         |
|    | ころで、「個々の AI システムの運用状況について説明可能な  | AI ガバナンス・システムが構築される          |
|    | 状態を確保する」とされている推奨事項を継続的に負荷少な     | ことから、AI ガバナンスの運用におい          |
|    | く行えるようにするために、新しい仕組みが整備されるべき     | ても企業ごとに異なる課題や実施方法            |
|    | である。例えば、AI システムを開発する企業が、AI システム | があると考えられます。比較的課題等            |
|    | を運用する企業が仮運用及び本格運用の状況をモニタリング     | が近い分野内での取り組みに、プラン            |
|    | し結果を記録するのを、支援しやすくなるために公開され、     | ト保安分野の「AI 信頼性評価ガイドラ          |
|    | 誰でも無料で利用可能な新しいソフトウェアの整備が必要で     | イン」があります。そこでは「運用時品           |
|    | ある。                             | 質の維持性」に関する考え方などが提            |
|    | 理由:上記のようなソフトウェアが整備されることにより、     | 示されています。                     |
|    | 従来受け身になりがちな、アジャイル・ガバナンスでの AI シ  |                              |

| 通番 | 主な意見の概要                         | 考え方                  |
|----|---------------------------------|----------------------|
|    | ステムの仮運用及び本格運用の状況のモニタリングとその結     |                      |
|    | 果の記録が確実に実施されるようになると考えられるため。     |                      |
| 53 | 該当箇所:p.47 の社外ステークホルダーについての記載    | 各企業の事業領域や方針等にしたがっ    |
|    | 内容:本ガイドラインのアジャイル・ガバナンスの評価のと     | て AI ガバナンス・ゴールが設定され、 |
|    | ころで、「社外ステークホルダーから意見を求める」とされて    | AI ガバナンス・システムが構築される  |
|    | いる推奨事項を満たすための体制を、組織の壁を越えて、日     | ことから、AI ガバナンスの評価につい  |
|    | 本全体で整備することが必要である。               | ても企業ごとに異なる課題や実施方法    |
|    | 理由:特に、本ガイドラインの上記の p.47 に記載されている | があると考えられます。なお、AI 原則  |
|    | 評価についての推奨事項を満たすために、AI 倫理審査委員会   | の実践の在り方に関する検討会では、    |
|    | の設置等の組織改編の実現を、個社の努力のみに頼るのは非     | マルチステークホルダーによる議論を    |
|    | 効率で、本ガイドラインの本来の趣旨である産業の発展につ     | 行い、本ガイドラインを通じて、実践例   |
|    | ながらないため。                        | や乖離評価例などを提示しておりま     |
|    |                                 | す。                   |
| 54 | 該当箇所: p.15 の AI 習熟度についての記載      | 本ガイドラインに対して広く理解が得    |
|    | 内容:監査会社が、AI 習熟度について評価するビジネスを既   | られるように、周知活動等に取り組ん    |
|    | に開始しているが、パブリックコメント募集中で必ずしも社     | でおります。               |
|    | 会的合意の得られていない本ガイドラインにもとづいて、個     |                      |
|    | 社を評価するサービスを提供することは、許されるべきでは     |                      |
|    | ない。                             |                      |
|    | 理由:パブリックコメント募集中で必ずしも確立されていな     |                      |
|    | い本ガイドラインにもとづいて、日本企業の AI 習熟度が不確  |                      |
|    | 定な基準によりバラバラに評価されるのは、日本産業界に混     |                      |
|    | 乱をもたらし、本ガイドラインの本来の趣旨である産業の発     |                      |
|    | 展につながらないため。                     |                      |
| 55 | 該当箇所:p.17 のゴール設定についての記載         | 業界のステークホルダーが、業界が目    |
|    | 内容:AI ガバナンス・ゴールの設定が個社のみに閉じて行わ   | 指すべきゴールを共有することは重要    |
|    | れるのではなく、業界のマルチステークホルダー全体で可能     | であると考えます。そのような動きを    |
|    | となるための体制の整備が必要である。              | 支援するために、業界団体等に対して    |
|    | 理由:AI ガバナンス・ゴールの設定は、業界のマルチステー   | AI ガバナンス・ガイドラインの周知を  |
|    | クホルダー全体の合意のもとで行われるべきであるため。      | 行ってまいります。            |
| 56 | コラム:インシデントの共有(ページ 11)           | 御指摘のとおり修正いたしました。     |
|    | 「AI システムの開発や運用に伴う負のインパクトについて    |                      |
|    | は過去のインシデントに学ぶしかないという指摘が多い」と     |                      |
|    | ある点について、他事業者の取組みのように、他に学ぶべき     |                      |
|    | こともあるため、「過去のインシデントに学ぶ部分が多い」     |                      |
|    | などと記載を改めるべき。                    |                      |
| 57 | (3) 自社の AI 習熟度を理解する(ページ 16)     | 概念図の挿入によって行動目標や実践    |
|    | 「AI 原則からの乖離しやすさへの対応力に関する概念図」に   | 例の理解が逆に妨げられている可能性    |
|    | ついて、図の右上に記載されている「AI 習熟度が高いほど、   | があるとすれば、概念図の目的を果た    |
|    | AI 原則からの乖離しやすさへの対応力が高い」という関係性   | さないことになってしまうため、御指    |
|    | を概念図から理解することが難しい。グラフの中に「乖離し     | 摘を踏まえ削除いたしました。       |

| 通番 | 主な意見の概要  | 考え方                                  |
|----|--|--------------------------------------|
|    | にくい」等の語句があり、横軸の AI 習熟度が高くなるにつれ                       |                                      |
|    | て「乖離しにくい」→「可能性は低いが乖離することもある」                         |                                      |
|    | →・・・→「乖離しやすい」と読めるため、AI 習熟度が高く                        |                                      |
|    | なるほど乖離しやすくなると誤解される可能性がある。「乖離                         |                                      |
|    | しにくい」、「可能性は低いが、乖離することもある」といっ                         |                                      |
|    | た語句を削除したうえで、破線を1本にするなどの修正をす                          |                                      |
|    | べき。  |                                      |
|    | また、「AI 習熟度が高いほど、AI 原則からの乖離しやすさへ                      |                                      |
|    | の対応力が高い」とする根拠・考え方を示すべき。                              |                                      |
| 58 | (2)AI マネジメントシステムを担う人材のリテラシーを向上                       | 国内外に様々な外部教材がすでに存在                    |
|    | させる(ページ 27)  | することから、外部教材にも目を向け                    |
|    | 行動目標 3-2 について、AI マネジメントシステムを適切に                      | ながらリテラシー向上策を検討すべき                    |
|    | 運営するためには、【実践例2】のように自社教材を用意する                         | との趣旨であり、自社教材を否定する                    |
|    | ことが有効なケースもあるため、「外部の教材の活用を検討」                         | 趣旨ではありませんが、その趣旨を明                    |
|    | することに限定すべきでない。                                       | 確にするために「外部の教材の活用も                    |
|    |  | 検討」と修正いたしました。                        |
| 59 | (3) AI ガバナンスの実践状況を非財務情報に位置づけて積                       | コーポレートガバナンス・コードには                    |
|    | 極的な開示を検討する(ページ 43、44)                                | 「経営戦略・経営課題、リスクやガバナ                   |
|    | コーポレートガバナンスが重要であることは論を俟たない                           | ンスに係る情報等の非財務情報」と記                    |
|    | が、AI ガバナンス・ガイドラインは、AI 原則実践の支援とい                      | 載されております。AI システムの開発                  |
|    | う、コーポレートガバナンス・コードとは異なる文脈におい                          | や運用を行う企業によっては、AI ガバ                  |
|    | て企業の行動目標を定めるものである。行動目標 4-3 におけ                       | ナンスがそのような情報に該当する可                    |
|    | る「AI ガバナンス・ゴールの設定、AI マネジメントシステム                      | 能性があります。そのため、AI ガバナ                  |
|    | の整備や運用等に関する情報」と、コーポレートガバナンス・                         | ンスの実践状況を非財務情報に位置づ                    |
|    | コードにおける「非財務情報」とは、定義のみならず開示を                          | けて積極的な開示を検討することを促                    |
|    | 求める趣旨が異なる。その点を明確化せずに、コードの「非                          | しております。他方で、ステークホルダ                   |
|    | 財務情報」として AI ガバナンス実践状況の開示を求めるの                        | 一の対話において重視すべき事項は企                    |
|    | は適切でない。8ページの「また、ステークホルダーとの一                          | 業ごとに異なるため、すべての企業に                    |
|    | 層円滑なコミュニケーションのために、・・・(中略)・・・、                        | 対して AI ガバナンスの実践状況を非                  |
|    | 開示しない場合には、その理由等を説明できるようにしてお                          | 財務情報として開示することを求めて<br>  いるわけではございません。 |
|    | くべきである。」についても同様である。<br>  【宝珠刷1】に記載の「社会は街的なツール」に関する神界 | いるわりではこさいません。<br>                    |
|    | 【実践例1】に記載の「社会技術的なツール」に関する補足<br>  説明を付すべき。            |                                      |
|    | 武功を行すべさ。<br> <br>  「コラム:コーポレートガバナンスにおける情報開示と AI 倫    |                                      |
|    | Tコノム・コーホレートガバケンスにおりる情報開示と AI                         |                                      |
|    | と切り離すことはできない」とある点について、上述のとお                          |                                      |
|    | りコーポレートガバナンスは AI ガバナンスと異なる趣旨・文                       |                                      |
|    | 脈で検討されているものであるため、両者は別のものとして                          |                                      |
|    | 明確化すべき。  |                                      |
| 60 | (2) 社外ステークホルダーから意見を求めることを検討する                        | <br> 実践例1の段落1の第1文と第2文の               |
|    | (ページ 47)   | 間に関係について、御指摘を踏まえ、                    |
|    | \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \                | IEI -                                |

|    | <b>T</b>                         | 1                   |
|----|----------------------------------|---------------------|
| 通番 | 主な意見の概要                          | 考え方                 |
|    | 行動目標 5-2 の【実践例 1】において、「コーポレートガバナ | 「また、AI システムの適切な開発・運 |
|    | ンス・コードの『株主以外のステークホルダーとの適切な協      | 用への関心が高まっていることから、   |
|    | 働』の章には、(中略) との原則がまとめられている。AI シス  | 上場会社はもちろんのこと非上場会社   |
|    | テムの適切な開発・運用への関心が高まっていることから、      | も、AI ガバナンスやマネジメントシス |
|    | 上場会社はもちろんのこと非上場会社も、AI ガバナンスやマ    | テムの評価や見直しにあたっては様々   |
|    | ネジメントシステムの評価や見直しにあたっては様々なステ      | なステークホルダーとの協働が求めら   |
|    | ークホルダーとの協働が求められる。」とある点について、コ     | れる場合がある」と修正いたしました。  |
|    | ーポレートガバナンス・コードの原則を、非上場会社も含め      |                     |
|    | た事業者における AI ガバナンスやマネジメントシステムの    |                     |
|    | 評価・見直しに反映する趣旨を明らかにすべき。また、コー      |                     |
|    | ポレートガバナンス・コードが求めるステークホルダーとの      |                     |
|    | 協働は、AI ガバナンスとは趣旨が異なるため、その点を明確    |                     |
|    | 化することなしに引用することは適切でない。            |                     |